

加入者の皆さまへ

令和6年12月2日から 医療機関・薬局への受診が変わります

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになります。



基本!

① マイナ保険証での受診が基本!



現在お持ちの「健康保険証」は、経過措置として令和7年12月1日までの1年間にご利用いただけます。マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。

保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を安心してお使いいただくために

令和6年9月30日時点で加入されている方を対象に「資格情報のお知らせ」を交付しています。当組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示しています。「資格情報のお知らせ」は、当組合のホームページにある「**MY HEALTH WEB**」にログインすることで確認できます。ログイン方法等はホームページをご参照ください。

(ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスク(TEL:03-5213-4467)にお問い合わせください。)



10月15日から
閲覧できます!



左記の「資格情報のお知らせ」に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。万一誤りがあった場合は、お手数ですが以下の連絡先までご連絡ください。

日本自動車部品工業健康保険組合 業務課 TEL:03-3443-4256



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 介助が必要等でマイナ保険証での受診が困難な方やマイナンバーカードを取得していない方などは「資格確認書」で受診

健康保険 本人 (被保険者)	年月日 交付
資格確認書	
記号	番号 (後部)
氏名	
性別	
生年月日	年月日
資格取得年月日	年月日
資格喪失年月日	年月日
有効期限	年月日
保険者番号	
保険者名称	
保険者所在地	

資格確認書



令和6年12月2日以降に入社する方や扶養家族を追加する方で資格確認書が必要な方は、事業所を通じて申請いただきます。



マイナ保険証が使えない場合に備えること

システムの導入が義務化されていない一部の医療機関(高齢の医師等の医療機関)での受診、災害などで医療機関のシステムが稼働できない場合など、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に [マイナポータル](#)の資格情報画面 または [資格情報のお知らせ](#)をご用意いただけますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、下記を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、
スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 当組合の資格情報のお知らせは、ホームページにある「**MY HEALTH WEB**」にログイン確認できます。(令和6年10月以降に加入手続きをされた方の「資格情報のお知らせ」には、マイナンバー下4桁表示はありません。)

NO

ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、事業所を通じ申請いただくことで資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。

マイナポータルの資格情報画面

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル※**にアクセスして、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。(健康保険の記号・番号も確認できます！)

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。

Q1: マイナポータルの資格情報画面 または 資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただけます。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。